

平成 25 年度決算

健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

平成 26 年 8 月

小矢部市監査委員

小 監 第 24 号
平成 26 年 8 月 29 日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市監査委員 鶴 見 喜 秋

小矢部市監査委員 中 西 正 史

平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行いました。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 25 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算(以下「平成 25 年度決算」という。)に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)、財政健全化法第 22 条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 26 年 6 月 27 日から平成 26 年 8 月 29 日まで

3 審査の方法

審査に付された平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査の結果を参考とした。

第 2 審査の結果

1 結果の概要

(1) 審査に付された次の平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めた。

(2) 健全化判断比率

	平成 25 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (注)	13.72%	20%
連結実質赤字比率	— (注)	18.72%	30%
実質公債費比率	16.0%	25%	35%
将来負担比率	178.2%	350%	

(3) 資金不足比率

		平成25年度決算	経営健全化基準
法企 適用業	水道事業会計	— (注)	20%
法非 企適用業	下水道事業特別会計	— (注)	20%
	農業集落排水事業特別会計	— (注)	20%
	東部産業団地事業特別会計	— (注)	20%

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」表示される。

2 健全化判断比率等における個別意見

(1) 実質赤字比率について

本市の平成25年度実質収支額は、491,412千円の黒字で、「—」で表示される。したがって、実質赤字比率については、健全な状況にある。

(2) 資金不足比率について

次表のとおり、法適用企業及び法非適用企業とも資金剰余の状態にある。

(単位：千円)

法適用企業		法非適用企業	
会計名	資金剰余额	会計名	資金剰余额
水道事業会計	536,252	下水道事業特別会計	0
		農業集落排水事業特別会計	0
		東部産業団地事業特別会計	0

法適用企業の水道事業会計については、平成25年度は、536,252千円の資金剰余额を計上しており、資金不足が生じていないことから、健全な状況にある。

また、法非適用企業の下水道事業特別会計(730,571千円(一般会計繰入金))、農業集落排水事業特別会計(132,397千円(一般会計繰入金))及び東部産業団地事業特別会計(9,643千円(一般会計借入金))については、一般会計からの繰入金はあるものの、資金不足は生じていないことから、健全な状況にある。

(3) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した連結実質赤字額がないため、「－」で表示されている。この計算は、(1)の実質収支額に(2)の資金不足(剰余)額を加え、更に、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の2特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

(4) 実質公債費比率について

平成23年度から平成25年度までの3ヶ年平均である実質公債費比率は16.0%となった。

実質公債費比率については、平成24年度の17.2%に比べ、1.2ポイント改善している。

この数字は、早期健全化基準25.0%を下回っており、また起債を発行することについて県知事の許可を必要とする18.0%を下回ったことから、健全な状況にあるといえるが、まだ比較的高い状況にあると思われる。

本市の実質公債費比率が高い要因としては、単年度の地方債償還額の大きさや下水道事業等公営企業に対する繰出金の大きさが影響しているものと考えられるが、今後とも標準財政規模、公債費の内訳、地方債残高に対する公債費の比率、公営企業への公債費関連の支出状況等の他都市との比較や分析を進め、公債費の更なる適切な管理が必要である。

(5) 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体の財政指標として導入されたストック指標であり、今回の算定結果は178.2%となった。

将来負担比率については、平成24年度の151.5%に比べ、26.7ポイント悪化している。

将来負担額には、地方債の現在高(約13,500,000千円)、債務負担行為に基づく支出予定額(約2,420,000千円)、公営企業債等繰入見込額(約13,130千円)、組合等負担等見込額(約450,000千円)、退職手当負担見込額(約2,380,000千円)があり、総額約31,800,000千円と算出された。

なお、債務負担行為に基づく支出予定額には、東部産業団地に係る公共用地先行取得委託契約分の1,670,000千円が新たに含まれている。

これは、地方公共団体の標準的な経常的一般財源の規模を示す標準財政規模(約8,110,000千円)の約3.9倍に達する。また、市民1人当たりの総負担額は約1,010千円となる。(参考:人口 H26.3.31現在 31,543人(外国人含む。))

この将来負担額から保有する基金残高や地方債残高のうち地方交付税算定において将来基準財政需要額に算入される見込額等の充当可能財源等(約19,630,000千円)を差し引いた純負担額は約12,250,000千円と算出された。なお、標準財政規模から当該年度基準財政需要額に算入された公債費(約

1,230,000千円)を差し引いた額(約6,870,000千円)で純負担額を除いた値が178.2%となり、早期健全化基準350%を下回っていることから、健全な状況にある。

3 まとめ

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。ただし、実質公債費比率は、毎年減少してはきているが、今後の大型事業の実施により上昇する可能性もあり、推移を見守っていかなければならない。将来負担比率は、債務負担行為に基づく支出予定額に東部産業団地に係る公共用地先行取得等委託契約1,670,000千円が大きく影響し、前年度に比べ26.7ポイント悪化している。東部産業団地の賃貸借契約後は賃借料としての収入分が控除されることになるが、平成27年度においても新たな債務負担行為が予定されていることから、当面高い比率で推移する見込みであり憂慮している。

については、東部産業団地の賃借人との賃貸借契約に基づき、平成27年4月からの30年間に亘って安定的な収入を確実に確保することで、中長期的な将来負担比率の逡減にしっかり取り組んでいただくことを強く要望するものである。

今後とも、第6次市勢総合計画に基づくまちづくりを推進されるにあたり、小矢部市行財政改革大綱に基づく改革の着実な実行により、実質公債費比率の上昇を極力抑え、市政の安定的な運営が継続されることを要望したい。

また、財政健全化法の趣旨から、本市の算定結果を議会はもとより、市民に分かりやすく十分に説明する工夫に尽力いただきたい。